

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

平成 31 年度（平成 30 年分）の住民税（市・都民税）より、合計所得金額が 1,000 万円を超える方は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用対象外となります。また、配偶者特別控除については、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、その控除額が次のとおり改正されました。

改正後の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の納税義務者の給与収入額)				【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
配偶者控除	38万円以下	33万円	22万円	11万円	-	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	-	
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	-	1,030,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	-	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	-	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	-	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	-	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	-	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	-	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	-	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	-	-	-	-	2,015,999円超

POINT

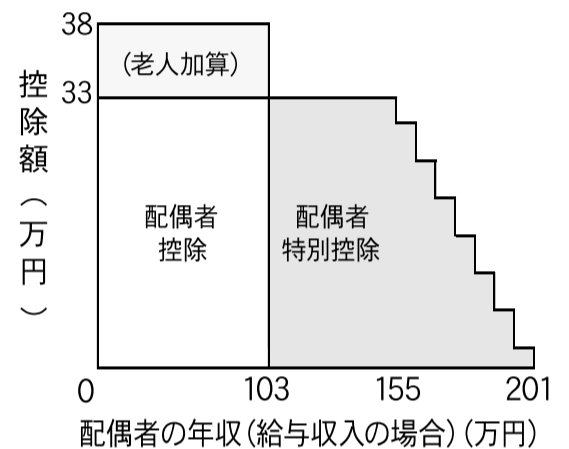
納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下の場合

⇒平成 30 年度（平成 29 年分）までは、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限は 103 万円でしたが、この改正により、配偶者の給与収入の上限が引き上げられ 155 万円までとなります。

《配偶者控除および配偶者特別控除の控除額イメージ》

【改正後】

配偶者控除および配偶者特別控除について納税義務者の所得制限あり
(図は納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下の場合)



問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610

上場株式等に係る所得の課税方式の選択について

平成 29 年度税制改正により、上場株式等の配当所得等および譲渡所得等について、平成 29 年 4 月から、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択ができることが明確化されました。

個人住民税について所得税と異なる課税方式を選択する場合は、住民税（市民税・都民税）納税通知書が送達されるまでに、確定申告とは別に住民税（市民税・都民税）申告書を提出する必要があります。

なお、既に納税通知書が送達されている場合には、当該年度に係る年度分の個人住民税について遡及して課税方式の変更を求めることができません。

対象となる所得は、源泉徴収口座（特定口座）で受ける上場株式等の配当所得等と、源泉徴収口座（特定口座）における上場株式等に係る譲渡所得です（上場株式等の譲渡所得には平成 28 年 1 月 1 日以後の特定公社債等の譲渡所得を含みます）。

※源泉徴収を選択していない特定口座については申告不要制度は適用されません。

申告した上場株式等の配当所得等および譲渡所得等は、個人住民税の非課税判定や国民健康保険税等の算定の基準となる合計所得金額に算入されます。

○上記所得等の申告の有無により、影響が出る可能性のあるもの

個人住民税…非課税判定、扶養控除等の適用、医療費控除や寄付金控除の控除限度額等

その他の行政サービス…国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定、医療費の窓口負担割合等

上記所得等の申告をしなかった場合、配当割・譲渡割による充当額・還付額もなくなります。

上場株式等に係る配当所得等の課税方式比較

	申告する (総合課税)	申告する (分離課税)	申告しない (申告不要制度適用)
税率	市民税 6% 都民税 4%	市民税 3% 都民税 2%	市民税 3% 都民税 2%
配当控除の適用	あり	なし	なし
配当割税額控除	あり	あり	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	できない	できる	できない
合計所得金額への参入	される	される	されない

上場株式等に係る譲渡所得等の課税方式比較

	申告する (分離課税)	申告しない (申告不要制度適用)
税率	市民税 3% 都民税 2%	市民税 3% 都民税 2%
譲渡割税額控除	あり	なし
上場株式等に係る配当所得等(申告分離課税)との損益通算	できる	できない
一般株式等に係る譲渡所得との損益通算	できない	できない
合計所得金額への算入	される	されない

問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610